地域再生計画の変更の認定について(公示)

地域再生法(平成17年法律第24号)第7条第2項で準用する同法第5条第15項の規定に基づき、令和3年4月1日付けで地域再生計画の変更を認定したので、同法第7条第2項で準用する同法第5条第18項の規定に基づき、次のとおり公示します。

番号	変更認定番号	作成主体名 (地方公共団体)	地域再生計画の名称	地域再生計画 の区域の範囲	支援措置の名称	当初認定に係る 内閣府告示番号 又は公示番号
1	令和3年地再変更 第774号	長崎県、平戸市	壱岐・平戸の相互供給による販 路拡大計画		まち・ひと・しごと創生交付金(地方創生推進交付金)	平成31年内閣府告示第852号
2	令和3年地再変更 第775号	長崎県、対馬市	対馬赤ムツ漁水揚・給餌連携計画	長崎県対馬市及び平戸市 の区域の一部(比田勝 港、佐須奈港、鹿見港、 小茂 (中港、厳原港、田 ・ 茂 (中華、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	まち・ひと・しごと創生交 付金(地方創生推進交付 金)	令和 2 年地再認定第735号
3	令和3年地再変更 第776号	長崎県及び雲仙市	信仰の歴史からの水産業振興計 画		まち・ひと・しごと創生交 付金(地方創生推進交付 金)	平成28年内閣府告示第300号